

旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は琴平バス株式会社（香川県仲多度郡琴平町1228-1 香川県知事登録旅行業2-194号以下「当社」という）が企画・実施する募集型企画旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。

契約の内容・条件は各コース毎に記載されている条件の他、下記条件、案内書、確定書面および標準旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は出発の10日前までお支払いください。お申込み日が10日前以降の場合はお申込み後3日以内にお支払いください。

5. 旅行代金に含まれるもの

- 行程表内の交通費、宿泊費、食事代、傷害保険および消費税等諸税が含まれます。
- プラン毎に明示されているサービスが含まれる場合があります。
- 添乗員が同行する場合の費用、現地係員が対応する場合の費用。
- 上記費用をお客様の都合により、一部利用されない場合でも払い戻しはありません。
- 行程表及びプラン毎に明示されていない費用、自由行動中の費用、集合場所までの交通費、個人的な飲食などは旅行代金に含まれません。

8. お客様による旅行契約の解除

- お客様は10の事項による取り消し料をお支払い頂くことによりいつでも旅行契約を解除することが出来ます。
- 下記の場合は取り消し料を支払わずに解除することが出来ます。
 - 契約内容の重大な変更が行われたとき
 - 7事項により旅行代金が増額されたとき
- 天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったときまたはその恐れが極めて大きい場合。
- 当社の責任により旅行書面に計画した旅行の実施が不可能となったとき。

10. 取り消し料

- 旅行契約の成立後、お客様の都合により旅行契約を解除される場合は下記の率にて取り消し料を頂きます。出発日およびコース、プランの変更も取り消し料の対象となる場合があります。取り消し料対象日は旅行開始日の前日より起算してさかのぼった期日とします。

出発の21日前	以前20～8日前	7～2日前	前日	出発日	開始後・無連絡不参加
無料	旅行代金の20%	30%	40%	50%	100%

- 日帰り行程の場合は出発10日前より取り消し料を頂きます。
日帰り行程とは全行程を1日のみで完了する場合で0泊2日、0泊3日などの行程は日帰り行程ではありません。
- 宿泊を伴う場合で複数申し込みの場合でその内の一部が取消しになる場合は取り止めるお客様からは取り消し料を、また参加されるお客様からは1室利用人員に対する差額代金を頂くこととなります。
- 旅行代金が当社の指定した期日までに支払われない場合はその期日の翌日にて契約を解除したものとし解除したものとし上記率にて違約料をお支払い頂きます。

14. 通信契約

当社又は当社の募集型企画旅行を代理で販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員」の署名なくしての旅行代金等のお支払いを受ける事を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受ける場合があります。（受託旅行者により当該取扱が出来ない場合があります。

また、取扱可能カードの種類も受託旅行者により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります。）旅行契約は、電話による申込みの場合は当社らが申込みを受託した時に成立します。

また、郵便、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は、当社らが契約の締結を受託した旨の通知を発した時に成立します。

ただし、成立を受諾する旨をE-MAIL等の電子受諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立

- 当社又は当社の受託営業所にて所定の申込用紙に必要事項を記入の上、下記お申し込み金を添えてお申し込み頂きます。
お申し込み金は「旅行代金」「取り消し料」「違約料」の一部として取扱います。
- 当社は電話及びファックス、郵便などの通信手段により旅行申し込みを受け取ることがあります。
この場合は当社が予約の承諾の旨を通知した日より5日以内に下記お申し込み金をお支払い頂きます。
またこの期間内にお申し込み金の支払いがなされない場合はお申し込みがなかったものとして取り扱う場合があります。
- 募集型企画旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申し込み金を受領した時点で成立するものとします。
- お申し込み金

一人当りの旅行代金	¥ 25,000未満	¥ 50,000未満	¥ 75,000未満	¥ 75,000以上
一人当りのお申込金	¥ 5,000以上	¥ 10,000以上	¥ 15,000以上	旅行代金の20%以上

お申し込みが出発の10日前以降の場合は旅行代金全額をお申込金とします。

- 20歳未満の方が単独で参加される場合は保護者の同意書が必要です。

4. 旅行代金の過店

- 特に記載のない限り3歳以上（一部コースは小学生以上）を有料として旅行代金を頂きます。
- 旅行代金は各コース毎に表示してあります。出発日及び参加人員などでご確認ください。

6. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても天災地変・気象条件・暴動・運送機関・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当社の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など当社の関与しない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となりまた不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるかまたお客様にあらかじめ案内して旅行日程および行程、サービスの内容、その他旅行契約の内容を変更する場合があります。
また緊急の場合は変更後に事由を説明します。

7. 旅行代金の変更

- 当社は利用する運送運賃・料金が著しい経済情勢の変化により、想定される範囲を大幅に越えて改訂された場合はその範囲内で旅行代金を変更する場合があります。その場合は出発の15日以前にお客様に通知します。
- 6の事項により旅行代金を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加または減少する場合は運送・宿泊機関が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関の座席および部屋その他の諸設備の不足が発生しているものを除き、その範囲内で旅行代金を変更する場合があります。

9. 当社による旅行契約の解除および中止

- お客様が当社の指定する期日までに旅行代金を支払わない場合は旅行契約を解除します。
この場合取り消し料に相当する違約料をお支払い頂きます。
- あらかじめ指定した参加条件（性別・年齢・資格など）を満たしていない場合。
- 病气その他の事由により当該旅行に耐えられないと判断した場合。
- 他のお客様に迷惑を及ぼし円滑な実施を妨げると判断した場合。またこの場合、当社が損害を受けた場合は損害賠償を請求します。
- 集客人員が最少催行人員に満たない場合。この場合は出発の前日より起算して13日目にあたる日より前（日帰りの場合は3日目にあたる日）に旅行の中止を通知します。天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となるおそれが極めて大きい場合。

11. 添乗員

基本的に添乗員は同行しません。集合場所にてお客様がサービスを受けるために必要なクーポン類をお渡ししますので旅行サービスを受けるための手続きはお客様自身で行って頂きます。

12. 当社の責任および免責事項

- 当社は旅行契約の履行にあたって当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償します。
- 手荷物について生じた損害については損害発生の日から起算して14日以内に当社に通知があった場合に限りおひとりあたり15万円を限度として賠償します。

13. 特別補償

当社は募集型企画旅行約款特別補償規定によりお客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によりその生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金また手荷物に関しては損害補償金をお支払いします。

15. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件及び旅行代金は2007年2月1日を基準としています。

16. 最少催行人員

各コース毎に記載。